

# 外国籍の方の必要書類が変わります

令和7年10月1日より、外国籍の方が各種申請をする際に  
必要な書類が以下のとおり変わります。

なお、持参せず提示、提出できない場合は**申請ができません**。  
ご注意ください。

## 試験関係（受験、併記（※）、失効再取得の各申請）

○国籍・地域、外国人住民となった年月日、法第30条の45に規定する区分、在留資格、在留期間等、在留期間の満了日、在留カード等の番号（以下、「特定事項」という。）の欄がすべて記載されている住民票を提出

（※従来、免許を所持していて新たな免許の種類を追加する場合は住民票は不要でしたが、今後は必ず必要となりますので、ご注意ください。（マイナ免許証の提示でも可。））

## 運転免許更新

○中長期滞在者の場合…在留カード又は特定事項が記載された住民票を提示（マイナ免許証の提示でも可。）

○特別永住者の場合…特別永住者証明書又は特定事項が記載された住民票を提示（マイナ免許証の提示でも可。）

## 記載事項変更届

○住所のみ変更となる場合…在留カード、特別永住者証明又は特定事項が記載された住民票のいずれかを提示

○国籍等又は氏名が変更となる場合…国籍・地域の欄が記載された住民票を提出。（氏名のみの変更の場合は、マイナ免許証の提示でも可。）

日本の国外転出者は、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出

※マイナ免許証を提示していただくことで各必要書類の提出、提示に代えることが可能ですが、マイナ免許証になっていないマイナンバーカードは不可ですので、ご注意ください。

**申請の際はお忘れのないように！！**